

令和4年度 市税納期一覧表

納期 税目	令和 4 年									令和 5 年		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
市 県 民 税			30 日		31 日			30 日			28 日	
			1 期		2 期			3 期			4 期	
固 定 資 産 税	5月2日			8月1日		30 日			26 日			
	1 期			2 期		3 期			4 期			
軽自動車税		31 日										
		全期										
国 民 健 康 保 険 税				8月1日	31 日	30 日	31 日	30 日	26 日	31 日	28 日	
				1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	

※見やすい場所に貼ってください。

◎税金を納めて成り立つ市民の暮らし ◎納期限までに納めましょう
納税は、安全・安心・便利な口座振替で!!(原則、納期月の25日に引き落とし)
※納付書でコンビニエンスストアからも納めることができます。



薩摩川内市役所 本庁 税務課 ☎(23)5111

※裏面もご確認ください。

◆税務課・収納課からのお知らせ◆

◎税務証明の申請について

申請には身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など)の提示が必要です。

納税については

◎安全・安心・便利な口座振替をご利用ください

受付場所／市内の各金融機関または郵便局の窓口

必要な物／預貯金通帳、通帳届出印、郵送されてきた納付書、口座振替依頼書

※口座振替依頼書は、市内の各金融機関および郵便局の窓口に備え付けてあります。

振替日／納期月の25日(休祝日の場合は翌営業日)

取扱税目／市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

その他／毎月25日までに申し込むと、申込月の翌月以降の納期分から口座振替となります。

◎コンビニやキャッシュレス決済(PayB)でも納付できます

▶利用できるコンビニエンスストアは、納付書に記載してあります。

▶納付書にバーコードが印字されていないもの、納付額が30万円を超えるもの、**納期限が過ぎたものなどはコンビニおよびPayBともに利用できませんので、ご注意ください。**

※詳しくは、**本庁収納課収納管理グループ(内線 2461・2462)**まで問い合わせください。

廃車の届け出はお済みですか？

◎廃車の届け出をしないと、いつまでも課税されます

毎年4月1日現在で、原動機付自転車や軽自動車などを所有している方に軽自動車税(種別割)が課税されます。

廃車される場合は、身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など)およびナンバープレートをお持ちの上、所定の届出書を提出してください。

届出先／

- ・原動機付自転車など…本庁税務課税制グループまたは各支所、もしくは甑島振興局
- ・660CC以下の軽自動車…軽自動車検査協会鹿児島事務所 ☎050(3816)1761
- ・125CCを超える自動二輪車…鹿児島運輸支局 ☎050(5540)2089

※詳しくは、**本庁税務課税制グループ(内線 2222)**まで問い合わせください。

固定資産税

◎土地・家屋を名義変更した場合

固定資産税は、賦課期日(1月1日現在)の登記簿に登記されている所有者に、納税の義務が発生します。売買などで名義変更された場合でも、その年度の納税義務者は変更されず、変更後の所有者には翌年度から課税されます。固定資産税は年税額のため月割りの賦課はできません。契約される際は必ず、当事者間で税負担の取り決めをされるようお願いします。

◎家屋を取り壊した場合

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、「家屋取り壊し届出書」を提出してください。この届出書が提出されないと、翌年度も課税される場合がありますので注意してください。

なお、家屋を取り壊した場合は、翌年度の税額が増えることがあります。これは、一定要件を満たした家屋が建っている土地については課税標準の特例が適用されていますが、この適用が外れるためです。

家屋の税額が減った分と、宅地の特例の適用が外れ土地の税額が上がった分の差額により、税額が変わってきます。

また、土地は現況により課税されるため、利用状況が変わった場合は、必ず税務課または各支所、もしくは甑島振興局に連絡してください。

問合先／薩摩川内市役所 本庁 ☎(23)5111

土地に関すること：税務課土地グループ(内線 2241)

家屋に関すること：税務課家屋グループ(内線 2251)

これらの情報については、市ホームページでも確認できます。

薩摩川内市 市税の納付

検索



▲市HP